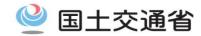
行政事業レビュー公開プロセス 説明資料

【事業名】空港周辺環境対策事業

航空機騒音に係る環境基準等



○航空機騒音に係る環境基準

(昭和48.12.27環境庁告示第154号) 改正 平成19年環告114

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

(1)環境基準

地域の類型		基準値(単位:Lden)	
I	専ら住居の用に供される地域	57デシベル以下	
П	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62デシベル以下	

(2)達成期間等 (一部省略)

飛行場の区分		達成期間	中間改善目標	
既設飛行場	第2種空港B (福岡空港を除く)	110年1218	5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上 の地域において屋内で50デシベル以下とすること。	
	成田国際空港			
	第1種空港(成田国際空港を除く) 及び福岡空港	10年をこえる期间内に可及的速やかに	1.5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2.10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。	

(備考) ①既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。②(略)

(注) 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、(2)の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

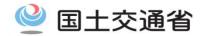
OLden(時間帯補正等価騒音レベル)

1日あたりの騒音のレベルを評価する尺度。

タ方及び夜間に発生した騒音に重み付けを行ったうえで、1日に発生した全ての航空機騒音のエネルギー総量を平均した指標。

- ・繰り返し発生する騒音影響について、1日(24時間)の騒音の総エネルギー量により評価する。
- ・夜の音の方がよりうるさく感じられるため、時間帯を区分し、一定の重み付け(補正)を行う。
- ・年間Lden値は、季節ごとの滑走路使用割合やダイヤ、機材等の影響を考慮した1日ごとの値の平均により算出。

空港周辺環境対策事業(概要)



公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(騒防法)等に基づく 空港周辺環境対策事業は以下の通り

航空機の騒音評価指標(Lden)の値の大きさに応じて、騒音対策区域(第1~3種)を定め、必要な事業を実施



【第3種区域:Lden76dB以上】

- 緩衝緑地帯等整備事業
 - ・移転補償跡地等において 緑地帯の整備(法第9条の2)



緩衝緑地

【概ねLden57dB以上の区域】

- ▶ 教育施設等防音工事補助
- 学校等の防音工事、空調機器の 更新等に対する補助(法第5条)
- 公民館・集会所等共同利用施設 整備に対する補助(法第6条)



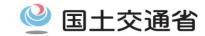


学校等の防音工事 (防音サッシ・空調機)

騒防法の対象空港(特定飛行場 14空港)

函館、仙台、東京国際、成田国際、新潟、大阪国際、松山、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

住宅防音工事補助の概要



目的:第一種区域(Lden62デシベル以上)指定の際、現に所在する住宅について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため住宅の防音工事、又は防音工事補助で設置した空気調和機器(冷暖房機・換気装置等)で設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合に更新工事を行うときは、その工事に関し助成を行っている。

根拠: 『公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律』(第8条の2) ※福岡空港において、本事業は独立行政法人空港周辺整備機構の業務として実施(同法第28条)

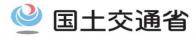
対象区域:第一種区域内(Lden62dB以上)

助成の内容:

*補助率は限度額及び基準額の場合

- ○住宅防音工事:住宅の内外壁や建具(防音サッシ)の工事、エアコン等設置の費用を助成 ・発足年度:昭和49年度・補助率:(国)概ね99%(地方公共団体)概ね1%
- 〇空調更新工事①:防音工事で設置され10年以上経過したエアコン等)が故障している場合に更新費用を助成・発足年度:平成元年度・補助率:(国)60%・(地方公共団体)10%・(住民)30%
- 〇空調更新工事②: 更新工事①で設置され10年以上経過したエアコン等が故障している場合に更新費用を助成・発足年度: 平成11年度 ・補助率: (国)55%・(地方公共団体)10%・(住民)35%
- 〇空調更新工事③: 更新工事②で設置され10年以上経過したエアコン等が故障している場合に更新費用を助成・発足年度: 平成22年度・補助率: (国)50%・(地方公共団体)10%・(住民)40%

(地方公共団体と住民の負担割合は、各団体の定めによる)



○壁・天井の改造(内外装材による吸音)

壁内部に吸音材(グラスウール)施工





天井裏に吸音材(グラスウール)施工 防音天井





○防音建具の取付(防音サッシによる遮音)

防音サッシ





○空気調和機器の設置(換気、温度保持、除湿)

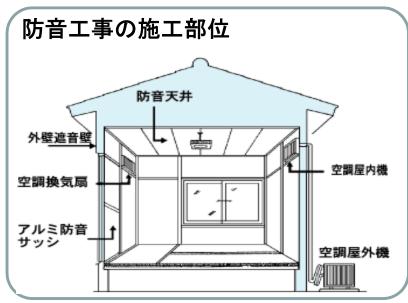
エアコン



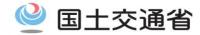


吸排気口





騒音対策区域の見直し



○騒音対策区域は「公共用飛行場周辺における航空機騒音における障害の防止等に関する法律」に 基づきLdenという客観的な基準で指定されている区域。

〇航空機の低騒音化及び航行制限等の騒音対策の進展にともなう航空機騒音の状況変化に鑑み、特定 飛行場の騒音対策区域について、下記のとおり見直し。

平成20年度:大阪国際空港(告示 H21.3.6)

平成22年度:松山空港(告示 H22.10.15)

平成23年度:高知空港、宮崎空港(告示 H23.5.17)

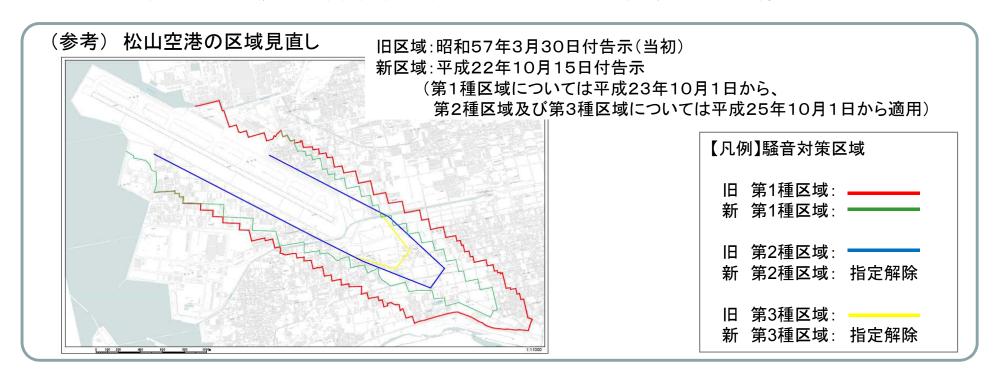
新潟空港(告示 H24.1.24)

平成24年度:函館空港、熊本空港、大分空港、鹿児島空港(告示 H24.4.20)

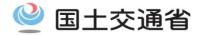
仙台空港(告示 H24.6.15)

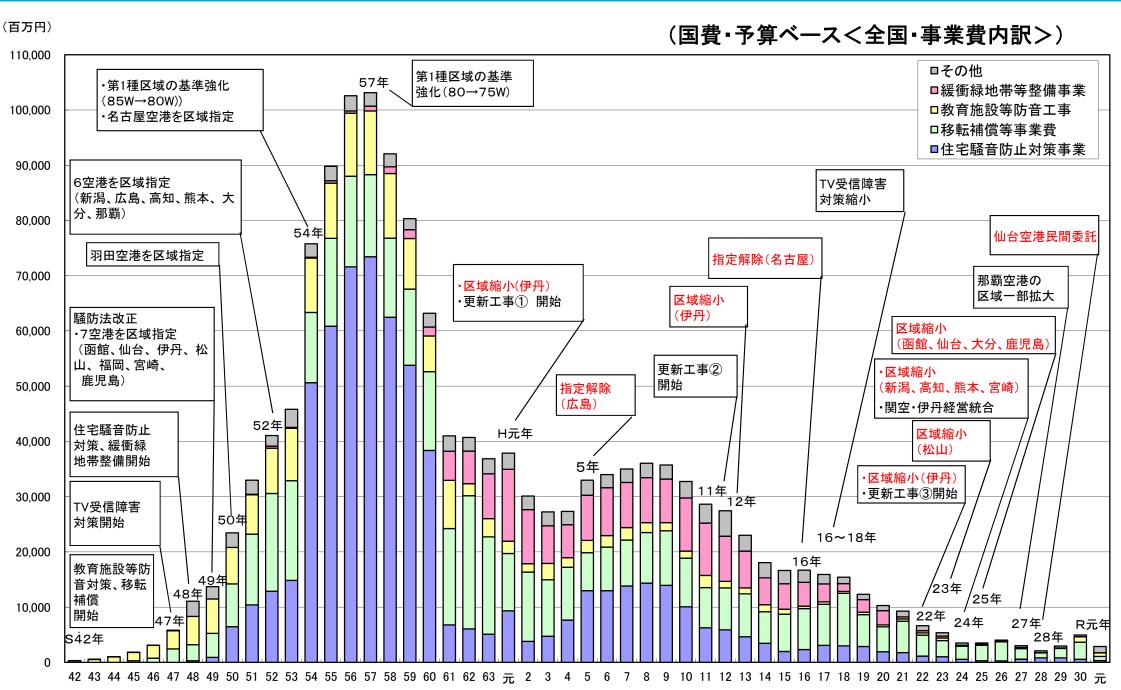
平成25年度:那覇空港(告示 H27.5.1)※

※ 航空自衛隊 那覇基地の戦闘機部隊の新編に伴う騒音対策区域(第一種区域)の一部拡大



空港周辺環境対策事業(予算の推移)





空調更新工事③に伴う制度の見直し(概要)



〇空調機の更新工事については、自治体等からの強い要望を踏まえ、更新3度目の制度の創設を進めた際に、社会経済情勢の変化に伴いそもそもの必要性も含めて厳しい指摘・批判を受け、大幅な見直しを求められた。

〇その結果、更新3度目の制度の創設に当たり、対象台数の減により一人世帯が対象外となったほか、全体の補助率を低減することとなった。

空調機の普及率(全国)

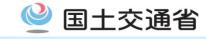
	総世帯	一般世帯 (2人以上の世帯)	単身世帯
普及率	84.7%(88.1%)	87.9% (91.1%)	76.6%(81.7%)
平均設置台数	2.2台(2.4台)	2.6台(2.8台)	1.3台(1.6台)

出典:平成21年3月・内閣府消費動向調査 ()は平成30年3月調査の値

空調更新工事の制度見直し

事業名	平成21年度まで		平成22年度から	
尹未石	補助率	対象台数	補助率	対象台数
更新工事①	70%	居住人数+1台	60%	居住人数と同数
更新工事②	65%	居住人数+1台	55%	居住人数と同数
更新工事③	制度無し		50%	居住人数-1台

検討すべき論点①(住宅防音工事実施後の防音性能の把握)



論点①

〇見直し後の第1種区域において、住宅防音工事実施後の防音性能を把握すべきではないか。

現状

- ○近年の航空機騒音の実態
 - 1回あたりの離着陸の騒音は低減
 - ・航空需要により発着回数は増加傾向
- ○対策区域の見直し
 - 騒音の実態に応じて見直しを実施
 - ・近年では主に区域が縮小
 - ・区域に連動して事業費も低減傾向
 - ※過去に住宅防音工事を実施した一部 住民から、工事部分の劣化により航空 機の騒音が大きく感じられるとの意見 あり。

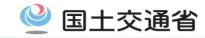
課題

- 〇航空機騒音の環境基準が達成されるまでは、屋内環境の保持が必要
- 〇防音工事実施後の防音効果の状況 ついて、平成11年度に調査を実施するも定期的には把握せず
- 〇過去に行った防音工事の効果が継 続しているかの把握が必要か



- 〇調査想定項目
 - <u>・部位別の劣化状況</u> ・<u>劣化に係る標準年数</u> ・<u>遮音性能の低下具合</u>
- ○その上で、事業化については更に検討を深める必要

検討すべき論点②(住宅防音工事の対象数の把握)



論点②

〇見直し後の第1種区域において、住宅防音工事の対象数を正確に把握すべきではないか。

現状

- 〇住宅防音工事の助成制度の創設から約45年が経過し、空港周辺地域の住宅の実態は相当変化と思量
- 〇現在の住宅防音工事の助成対象数 は概数にて把握
 - ※第1種区域の指定が変更になる際に拡大又は縮小する地域にかかる 戸数の増減の把握は行っているも のの、その他の事由での戸数の実 態は把握せず。

課題

- 〇申請に基づく事業であり、現状において事業の実施には支障なし
- 〇事業成果を正確に把握するため、住 宅防音工事の対象住宅戸数を正確に把 握するべきか



※現地確認などの把握手法は考えられるが、個人情報保護による調査の限界や費用対効果も考慮が必要。

- 〇調査想定項目
 - <u>・対象住宅の把握 •住宅の所在地(工法) •住宅の所有者 •住宅の居住実態(人数)</u>
- ○事業推進への生かし方については検討が必要

検討すべき論点③(空調更新工事のあり方)



論点③

○環境基準が未達成のため、継続的に屋内環境の保持が必要であるが、空調機器更新工事の 助成のあり方を検討すべきではないか。

現状

- 〇第1種区域において、屋内環境が保持されるよう、継続的な環境対策が必要
- 〇空調機器の機能劣化による更新への助 成制度を継続して実施
 - ※更新工事③の創設に際し、単に継続するのではなく、社会経済情勢の変化も踏まえてあり方を検討すべきとの指摘があり、補助率等の見直しを行った。

課題

- 〇空調機器の経年による機能劣化の 実態把握
- 〇自治体などの補助事業者の意向把 握
- 〇エアコンの普及実態を踏まえた公費 助成のあり方



- 〇新たな制度の必要性(補助対象台数及び補助率)
- 〇空気調和機器稼働費補助については、現在、生活保護等世帯を対象としているが、事務負担において自治体の継続的な協力が必要となっている。